

## 第1章 評価の内容と実施体制等

ビューティビジネス大学院認証評価は、申請のあったビューティビジネス大学院（以下「対象大学院」とよびます。）を対象として実施するものです。

### I 実施内容と実施時期

この評価は、対象大学院の教育研究活動、管理運営および財務等の総合的な状況について、機構の定める「評価基準」に基づいて実施します。評価基準は、六つの基準で構成されています。六つの基準は、学習成果を中心として大学院の教育研究活動等の総合的な状況の評価するためのものであり、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

大学院から評価の申請を受け付けてから評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。評価全体のスケジュールは、別紙1 ビューティビジネス大学院認証評価の全体像（p. 9）に示すとおりです。

評価申請年度	12月末	評価の申請受付
	1～2月	対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	8月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
	9月～	書面調査および訪問調査の実施
	12月末	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
	1月末	対象大学院からの意見申立ての受付締切
	3月上旬	評価結果の確定、公表

### II 実施体制 — 認証評価委員会の役割

評価を実施するにあたっては、ビューティビジネス大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者から構成されるビューティビジネス大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、ビューティビジネス評価機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議・決定します。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 評価報告書の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

評価の公正さを担保するために、評価委員会委員は、自己の関係する大学院の評価には参画できないこととします。（別紙2 自己の関係する大学院の範囲について p. 10）

### III プロセスとスケジュール

評価委員会における評価のプロセスは、1. 書面調査、2. 訪問調査、3. 評価結果（案）の作成、4. 意見の申立てへの対応と評価結果の確定からなり、以下のとおり行います。

#### 1. 書面調査

対象大学院から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含みます。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。書面調査は、次に掲げる六つの基準に基づいて、各対象大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

- 基準1 目的および入学者選抜
- 基準2 教育課程
- 基準3 学習成果
- 基準4 教職員組織等
- 基準5 学習環境
- 基準6 教育の質の改善・向上

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

## 2. 訪問調査

評価委員会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

## 3. 評価結果（案）の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、委員会としての評価結果（案）を作成します。この評価結果（案）は、対象大学院に通知されます。対象大学院には、この評価結果（案）の内容等に対する意見の申立ての機会を設けてあります。

## 4. 意見の申立てへの対応と評価結果の確定

対象大学院から意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。対象大学院から意見の申立てがなかった場合には、原則として、評価結果（案）がそのまま評価結果として確定します。

意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

## 5. 評価委員会における評価プロセスの全体像

評価委員会における主な審議事項等とスケジュールは、下表のとおりです。

評価委員会	開催時期	審議事項等
第1回	7月～8月	○評価担当者の研修 ○委員長の決定 ○書面調査・訪問調査の基本的な方法や手順の決定
第2回	10月中旬	○書面調査による分析結果の審議・決定 ○訪問調査での確認事項、役割分担の決定 ○書面調査による分析状況および訪問調査時の確認事項を対象大学院に通知
第3回	12月中旬	○評価結果（案）の審議・決定 ○評価結果（案）を対象大学院に通知
第4回	2月中旬	○意見の申立てへの対応の審議 ○評価結果の確定

## 第2章 書面調査

対象大学院は、『自己評価実施要項』に沿って、自己評価を行い、自己評価書を機構に提出します。機構における評価は、この自己評価書を分析する書面調査から始まります。書面調査は、評価委員会が行います。書面調査を行うにあたって、次の点について留意します。

① 対象大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。

② この評価は、対象大学院が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、対象大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

### I 実施方法

評価委員会は、書面調査による基準・事項ごとの分析・調査および判断を実施します。具体的には、対象大学院から提出された自己評価書の「基準ごとの自己評価」について、大学院の目的を踏まえて、観点ごとに分析結果およびその根拠となる資料・データ等により分析・調査および判断を行い、その結果を、基準ごとに取りまとめます。

書面調査の過程において、不明な点が生じた場合あるいは自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、機構事務局を通じて、対象大学院に照会や提出依頼を行います。また、書面調査の過程で知り得た個人情報および対象大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

### II 大学院の目的の確認と基準ごとの評価

この評価は、大学院の個性や特色が十分に発揮できるように、教育研究活動等に関して対象大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が重要です。そのためには、自己評価書に記載された「大学院の現況および特徴」により対象大学院の全体像を把握した上で、「大学院の目的」では、教育上の理念・目的、養成しようとしている人材像等について、対象大学院の意図を理解する必要があります。この上で、以下の基準ごとの評価を行います。

#### 1. 基準1～6の自己評価結果の分析

基準1～6の自己評価結果の分析は、次に示す「観点の確認」、「観点ごとの分析・判断」および「基準の評価」（基準を満たしているかどうかの判断、ならびに優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待される点の抽出）の流れで行います。

##### (1) 観点の確認

評価基準に示された基本的な観点が全て分析されているか確認します。分析されていない基本的な観点が確認された場合は、対象大学院に当該観点の分析を求めます。

##### (2) 観点ごとの分析・判断

自己評価書には、観点ごとに「観点到る状況」、「分析結果とその根拠理由」が記述されています。評価担当者は、観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

各観点に関して、対象大学院がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、評価に目標等の達成状況を反映させていることも想定されますので、対象大学の個性や特色を考慮し、根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。対象大学院から提出される大学院現況票と教育研究実績票も根拠となる資料・データ等の一つとして用います。

上記の分析結果に基づき、当該観点到る状況を、対象大学院の目的を踏まえて、当該観点到るに相応しい判断方法を用いて判断します。その際、対象大学院の状況から、下表のような判断を示す記述の例示を参考にしつつ、「目的を踏まえ期待される水準を上回る」、「目的を踏まえ期待される水準にある」あるいは「目的を踏まえ期待される水準を下回る」の三段階で判断します。また、根拠となる資料・データ等が不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」とします。なお、特記すべき事項があると判断される場合には、その取組を適宜記述します。

対象大学院の状況	目的を踏まえ期待される水準を上回る	目的を踏まえ期待される水準にある	目的を踏まえ期待される水準を下回る
判断を示す記述の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標を十分に達成している</li> <li>・ 優れた取組を実施している</li> <li>・ 明確に定めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標を達成している</li> <li>・ 実施している</li> <li>・ 定めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標をおおむね達成している</li> <li>・ 実施していない</li> <li>・ 定めていない</li> </ul>

### (3) 基準の評価

前記の「観点ごとの分析・判断」の結果に基づき、基準1～6の基準ごとに書面調査による「基準ごとの分析状況」を検討します。「基準ごとの分析状況」は、最終的な評価報告書の「評価結果」の根拠となるものであることから、その視点で前記の「観点ごとの分析・判断」を精選・整理し、基準を満たしているかどうかの判断をします。

### (4) 優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待できる点の抽出

基準ごとに、前記の「観点ごとの分析・判断」から、対象大学の目的に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出します。なお、優れた点および改善を要する点を抽出する際、下表の考え方を参考にします。

優れた点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 大学院の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの。</li> <li>2) 大学院の目的に照らして、特色ある、または個性ある取組と判断されるもの。</li> <li>3) 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組と判断されるもの。</li> <li>4) 大学院一般に期待される水準からみて、優れていると判断されるもの。</li> </ol>
改善を要する点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの。</li> <li>2) 法令違反の状態ではないが、速やかに改善が必要と判断されるもの。</li> <li>3) 大学院の目的に照らして、改善が必要と判断されるもの。</li> <li>4) 大学院一般に期待される水準からみて、改善が必要と判断されるもの。</li> </ol>

さらに、基準ごとに、前記の「観点ごとの分析・判断」から、対象大学院の目的に照らして、優れた達成状況に向けた取組であり、ある程度の成果が上がっていると思われる点を「更なる向上が期待される点」として抽出します。

## Ⅲ 書面調査による分析結果等の作成

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づいて、書面調査による分析結果を作成します。さらに、訪問調査を実施するにあたって必要な調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

## 第3章 訪問調査

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等を中心にして、対象大学院の状況を調査するとともに、対象大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関して、対象大学院との共通理解を図ることを目的とします。

### I 実施体制と事前準備

評価委員会委員から構成される訪問調査チームが、訪問調査を実施します。評価委員会が行う事前準備の概略は、次のとおりです。

#### (1) 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価委員会は、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえて、実際の教育研究活動等の状況を的確に把握できるような進行方法の方針を決定します。また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

#### (2) 訪問調査の実施日等の決定および通知

訪問調査の実施日程および訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象大学院と協議した上で、評価委員会が決定し、対象大学院に通知します。

#### (3) 調査内容等の決定および通知

評価委員会は、第2章 III 書面調査による分析結果等の作成（p. 4）で記述した「書面調査による分析結果」から、基準・事項ごとの評価結果（「基準〇を満たしている」あるいは「基準〇を満たしていない」等の判断、ならびに抽出した優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待される点）を除いたものを「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明および根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価委員会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」およびその他調査内容を訪問調査の3~4週間前までに、機構事務局を通じて対象大学院に通知します。

### II 実施内容・方法と調査結果のとりまとめ

対象大学院の関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、次の「実施内容と方法」に掲げる事項を基本としますが、対象大学の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。

#### 1. 実施内容と方法

##### (1) 大学院関係者（責任者）との面談

「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象大学の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるように、大学院関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄についても、対象大学院の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。面談者は、学長、研究科長等の責任を有する立場にある者とします。

対象大学院の関係者（責任者）からの補足説明または資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。

##### (2) 大学院の一般教員、支援スタッフおよび関連する教育研究施設のスタッフとの面談

大学院関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象大学が行う教育研究活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

##### (3) 学生、修了生との面談

教育を受けている学生としての立場、および既に修了した社会人等の立場から、当該対象大学院における教育研究活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、詳しく質問

し、活発な発言が得られるように努めます。

#### (4) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

#### (5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、教育研究施設、自主的学習・情報教育関係の施設・設備および学生支援施設等）の状況やバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、実際の利便性や機能面などについて、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

#### (6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠となる資料・データ等および現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。また、自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

### 2. 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査を実施するにあたって、下記のことは、とくに配慮します。

① 学生、卒業（修了）生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見および確認した補足説明等に基づき、「書面調査による分析状況」に係る訪問調査終了時点での分析結果の検討、必要な資料・データ等収集の確認を行い、訪問調査の結果を対象大学の関係者（責任者）に説明します。その際、評価委員会において総合的に判断する事項および提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、説明を控えることとします。

② 評価担当者が、調査内容等に関する対象大学からの質問に回答する場合は、評価チーム全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

③ 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報および対象大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

④ 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で回答したことが回答者の不利益とならないよう十分注意することとします。

### 3. 訪問調査チーム会議

訪問調査チームは、調査を効率的かつ合理的に行うために、また、評価担当者の共通理解を図るために、訪問調査期間中に必要に応じて訪問調査チーム会議を開催します。訪問調査チーム会議では、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認等を行います。

### 4. 大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取

訪問調査チームは、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象大学院の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象大学院から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受けることができます。

### 5. 調査結果の取りまとめ

訪問調査チームは、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、その結果を評価委員会に報告します。

## Ⅲ 訪問調査スケジュール（例）

下表のスケジュールは一例であり、実際のスケジュールでは、対象大学院の規模や調査内容等により、異なります。

〈第1日目〉

時刻	事項	時間
10:00～	訪問調査チーム会議①	30分
10:30～	大学院関係者（責任者）との面談	90分
12:00～	昼食・休憩	60分

時刻	事項	時間
13:00～	大学院の一般教員、支援スタッフおよび関連する教育研究施設のスタッフとの面談	60分
14:00～	休憩	15分
14:15～	教育現場の視察および学習環境の状況調査	90分
15:45～	根拠となる資料・データ等の補完的収集①および訪問調査チーム会議②	120分
17:45～	休憩	15分
18:00～	学生、修了生との面談	90分
19:30～	訪問調査チーム会議③	30分

〈第2日目〉

時刻	事項	時間
10:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集②および訪問調査チーム会議④	60分
11:00～	大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取	60分
12:00	訪問調査終了	

## 第4章 評価結果（案）の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価結果（案）を作成します。

### I 評価結果（案）の構成および記述内容

評価委員会が作成する評価結果（案）の構成および記述内容は、次のとおりとします。

#### 1. 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」については、次の二通りのいずれかで判断します。

- ・基準1～6の全ての基準を満たしている場合には、「大学院設置基準をはじめ関係法令に適合し、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしている。」
- ・基準1～6のうち、一つでも基準を満たしていない場合には、「大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しておらず、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしていない。」あるいは「大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているが、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしていない。」と記述した上で、「評価基準を満たしていない」と判断した理由を説明します。

(2) 上記(1)のほか、「認証評価結果」として、基準1～6の基準ごとの「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」を抽出・要約し記述します。なお、「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」を抽出・要約するにあたっては、対象大学院の目的に照らして、重要な位置づけにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

#### 2. 基準ごとの評価

評価委員会は、書面調査および訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「基準ごとの評価」を記述します。「基準ごとの評価」は、「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」の構成で記述します。

### II 評価結果（案）に対する対象大学院の意見の申立て

評価委員会は、機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象大学院に通知します。対象大学院は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。

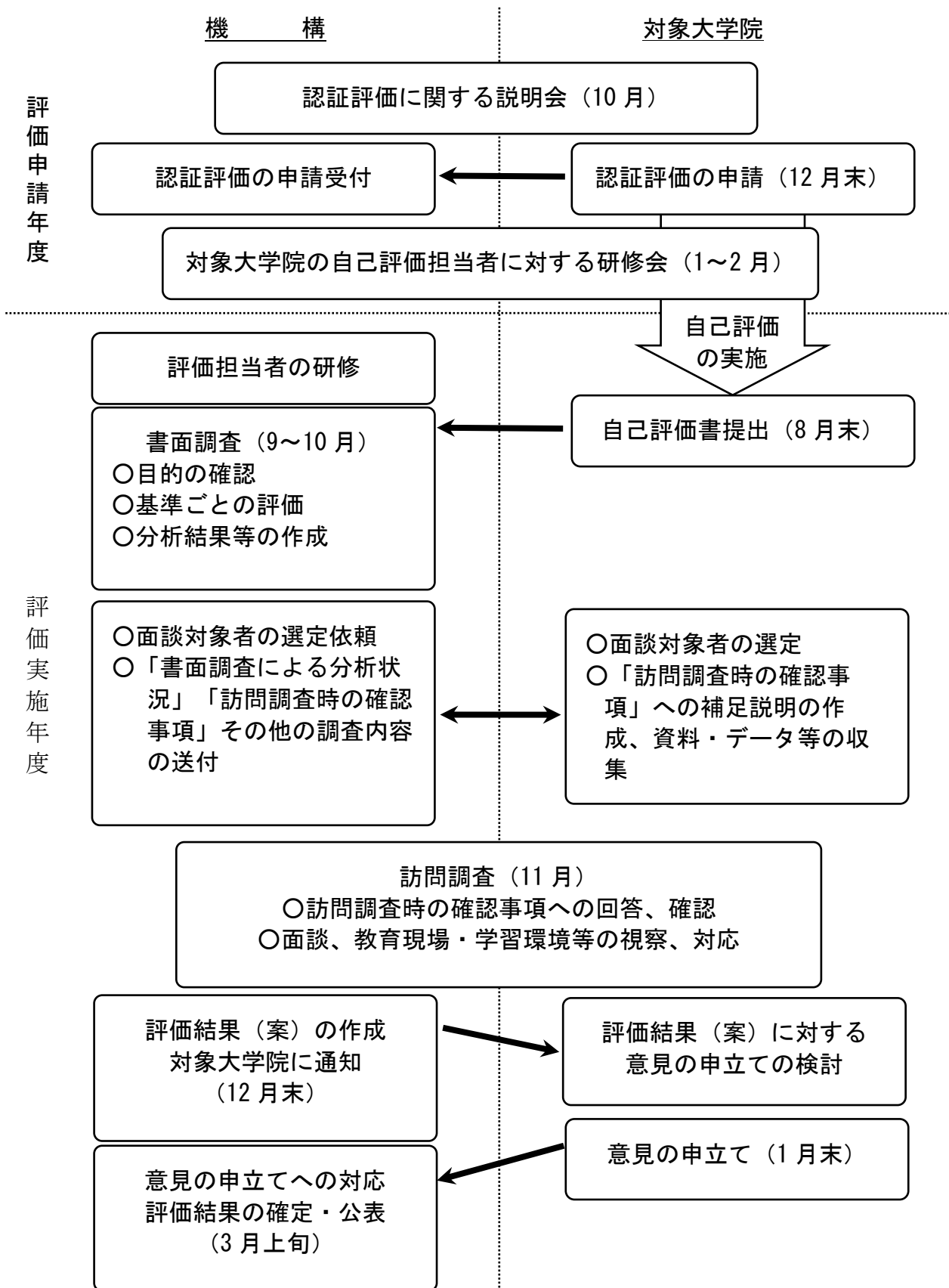
### III 評価結果の確定と評価報告書の作成

評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を経て、評価委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書（別紙3 評価報告書イメージ p. 11）としてまとめます。評価報告書は、対象大学院およびその設置者へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。



別紙1 ビューティビジネス大学院認証評価の全体像



## 別紙2 自己の関係する大学院の範囲について

評価の公正さを担保するために、一般社団法人ビューティビジネス評価機構の評価委員会委員は、自己の関係する大学院の評価には参画できないこととする。自己の関係する大学院の範囲は、次のように定める。

- 1 評価対象大学院に専任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 2 評価対象大学院に兼任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 3 評価対象大学院に役員として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 4 評価対象大学院の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、または過去3年以内に参画していた場合
- 5 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

### 付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。また、役員には、私立学校法第44条に規定する評議員を含むものとする。

(表紙)

ビューティビジネス大学院  
(専門職大学院)  
認証評価報告書

ハリウッド大学院大学  
ビューティビジネス研究科  
ビューティビジネス専攻

平成 年 月

一般社団法人  
ビューティビジネス評価機構

## I 認証評価結果

ハリウッド大学院ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合し、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしている。

(ハリウッド大学院ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しておらず、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしていない。

あるいは

ハリウッド大学院ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているが、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしていない。

理由：大学院設置基準あるいは関係法令△△△に適合していないため。

あるいは

基準△を満たしていないため。)

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 
- 

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 
- 

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 
- 

## II 基準ごとの評価

### 基準1 目的および入学者選抜

- ・ビューティビジネス大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施され、機能していること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準1を満たしている。（基準1を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

《観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

【改善を要する点】

【更なる向上が期待される点】

### 基準2 教育課程

- ・教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、ビューティビジネス大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。

・

### Ⅲ 意見の申立ておよびその対応

#### 1) 申立ての内容

《対象大学院から提出された  
原文をそのまま掲載》

#### 2) 申立てへの対応

・

・

・

---

参考資料として対象大学院から提出された自己評価書から、下記の項目について、原則として原文のまま掲載します。

- I 現況および特徴（大学院・専攻名、所在地、学生数および教員数、特徴）
- II 大学院の目的
- Ⅲ 自己評価の概要

## 参考資料 専門職大学院認証評価関係法令

### ○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第一百条～第一百八条（略）

第一百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

第一百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四～五（略）

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5～6（略）

### ○学校教育法施行令（抄）（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第四十条 法第九十九条第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令  
(抄) (平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和三十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。
  - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
  - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
  - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
  - 二 教員組織に関すること。
  - 三 教育課程に関すること。
  - 四 施設及び設備に関すること。
  - 五 事務組織に関すること。
  - 六 財務に関すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教員組織に関すること。
  - 二 教育課程に関すること。
  - 三 施設及び設備に関すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外のものであつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないような必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
  - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
  - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職

大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。